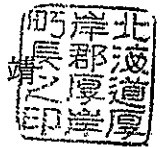


厚岸町告示第8号

厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年厚岸町第1号）第6条第1項の規定に基づき太田自治会を指定管理者に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若 狭



記

- 1 施設の名称 厚岸町太田活性化施設
- 2 指定管理者 住所 厚岸町太田3の通り29番地3
氏名 太田自治会
会長 江 幡 満
- 3 業務の範囲
 - (1) 厚岸町太田活性化施設条例（以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2) 条例第7条の利用の許可に関すること。
 - (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他町長が定める業務
- 4 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで